

別表第1（第2条関係）

種 目	対 象 者	給付 限度額	耐用 年数	性 能 等
便器	常時介助を要する者	4,900円	8年	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用できるもの（手すりをつけることができるもの）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	21,560円	5年	褥瘡 ^{ショクソウ} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	166,320円	8年	足踏ペダルで温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	169,400円	8年	腕、足等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	66,000円	8年	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴介助を要する者	99,000円	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	73,700円	8年	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	16,500円	5年	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるために容易に使用できるもの
車椅子	下肢が不自由な者	77,440円	※	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	13,380円	5年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある者	62,040円	5年	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	22,000円	※	ベストを冷却し、一定温度に保つことができるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対して防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580円	※	紫外線がカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害がある者	39,600円	5年	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250円	5年	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	113,520円	※	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	149,160円	※	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700円	※	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できるもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	170,500円	※	外力から皮膚を保護できるもの

※印の種目については、患児の発達及び状況に応じて支給を決定するものとする。